



福岡医発第 171 号(地)
令和 3 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

国民健康保険保険者の特定健診未受診者の医療情報収集事業への協力について
(お願い)

先般、福岡県国民健康保険団体連合会より、標記事業の委託契約の締結依頼がありました。

本事業は、県内の国民健康保険保険者（以下「国保保険者」）において、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集・集積することにより、特定健診の受診率の向上及び保健指導の充実強化並びに糖尿病性腎症重症化予防対策の取組強化に資することを目的として実施するものです。

本会としては、4 月 1 日開催の第 1 回全理事会で協議の結果、委託契約を締結することを承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知協力方につき、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。
なお、

- 1) 実施保険者は、県内の 60 保険者となっております。（別紙 1 参照）
- 2) 情報提供いただく医療機関への情報提供料は、1 件当たり 2,546 円です。
- 3) 別添の「特定健診未受診者の医療情報収集事業事務処理マニュアル（福岡県医師会会員医療機関用）」は、国保連合会ホームページ（<http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/>）よりダウンロードをお願いします。（ホーム>医療機関の皆様へ>特定健診未受診者の医療情報収集事業について>3. 様式・マニュアル）

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

特定健診未受診者の医療情報
収集事業に関する契約書

契約書

特定健康診査未受診者の医療情報収集事業（以下「情報収集事業」という。）について、国民健康保険保険者（以下「国保保険者」という。）から委託を受けた福岡県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約において乙が行なう業務内容は、次の各号のとおりとし、詳細は、別紙「仕様書」に記載のとおりとする。

（1）医療情報の収集及び提供業務

乙は、乙の会員医療機関（以下「医療機関」という。）が作成する「情報提供票（様式1）」、「質問票兼同意書（様式2）」（以下「情報提供票等」という。）、及び「送付書（様式3）」を医療機関単位に集約し、甲に提供する業務。

（2）医療情報のデータ化处理委託業務

乙は、医療機関から提出されたとびうめネット利用同意書が添付された情報提供票等（以下「同意書添付情報提供票等」という。）を取り纏め、データ化处理を行い、電子データを収録した媒体（CD-R）を甲に納品する業務。

（対象保険者）

第2条 本契約にかかる対象保険者は、別紙1「国保保険者一覧」のとおりとする。
又、契約期間中に対象保険者が変更になった場合は、甲は速やかに最新の情報を乙に通知するものとする。なお、対象保険者の変更にかかる変更契約は別途行わないものとする。

（契約単価）

第3条 本契約にかかる契約単価は、次の各号のとおりとする。

- （1）第1条第1号に係る情報提供料を1件当たり2,546円（消費税及び地方消費税231円を含む。）とする。
- （2）第1条第2号に係るデータ作成料を1件当たり104.5円（消費税及び地方消費税9.5円を含む。）とする。

（情報提供票等の提出・点検）

第4条 乙は、医療機関から毎月末日まで提出された情報提供票等を翌月5日までに甲に提出するものとする。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たった場合は、その翌日を期限日とする。
2 甲は、乙から提出された情報提供票等の内容点検の結果、情報提供票等に不備がある場合は、医療機関に通知を行うものとする。

（情報提供料の支払）

第5条 甲は、第3条第1号に規定する契約単価に情報提供件数（第4条第2項による不備がある分を除く。）を乗じて得た金額を甲に提出した日の属する月の翌月末日

までに医療機関へ支払うものとする。

(電子データの納品・検査)

第6条 乙は、医療機関から提出された同意書添付情報提供票等を毎月データ化处理を行い、電子データを収録した媒体を第4条第1項で提出された情報提供票等と合わせて甲に納品するものとする。

2 甲は、電子データを収録した媒体を納品の日から5日以内に検査を行うものとする。

(データ作成料の請求・支払)

第7条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に契約金額を請求することができる。

2 甲は、乙より支払の請求があったときは、第3条第2号に規定する契約単価にデータ化处理件数(第4条第2項にて不備があった情報提供票等の件数は除く。)を乗じて得た金額を請求を受けた日が属する月の翌月末までに支払うものとする。なお、この計算結果により円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により前項の規定による支払を遅延したときは、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(消費税等)

第8条 この契約締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改定等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。なお、甲の承諾により第三者へ委託する場合は、乙は自己の責任において当該第三者に対し、本契約に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び医療機関は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または、担保に供してはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(善管注意義務)

第11条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、甲の委託した業務の遂行にあたるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、当該業務を実施するに当たって、情報の漏洩を防止する十分な対策を講じるとともに、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、（外国にある第三者への提供編）、（第三者提供時の確認・記録義務編）、（匿名加工情報編）」及び別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(契約保証金)

第13条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、甲又は乙が不正な行為をした場合もしくはこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 甲、乙の事情によりこの契約の履行が不可能になったときは、甲、乙はこの契約を解除することができる。

3 この契約を解除する場合は、甲、乙が契約を解除する3ヶ月前までに文書で通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」

という。)を締結する場合において、関連契約の当事者が第1項及び第2項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

- 5 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。
- 6 第3項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。
- 7 第3項又は第5項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(協議)

第16条 この契約に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、法令等に従い、甲乙協議の上解決するものとする。

(管轄合意)

第17条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、福岡地方裁判所を第一審裁判所とすることを合意する。

(契約期間)

第18条 この契約の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 福岡市博多区吉塚本町13番47号
福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 永原 譲二

乙 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号
公益社団法人 福岡県医師会
会長 松田 峻一良

仕様書

1 事業目的

福岡県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国保保険者からの委託を受け、特定健康診査未受診者の医療情報収集事業（以下「情報収集事業」という。）を実施する。

この事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集・集積することにより、国保保険者における特定健診の受診率の向上及び保健指導の充実強化並びに糖尿病性腎症重症化予防対策の取組強化に資することを目的とするものである。

2 対象被保険者

本事業に参加する国保保険者の被保険者（40 歳から 74 歳）のうち、特定健診の実施年度中に特定健診を未受診である者を対象とする。

3 対象保険者

別紙 1 「国保保険者一覧表」のとおり。

4 業務内容

福岡県医師会の行う業務は、次のとおりとする。

（1）医療情報の収集及び提供業務

① 業務の概要

福岡県医師会は、医療機関が作成する別添「情報提供票（様式 1）」、「質問票兼同意書（様式 2）」（以下「情報提供票等」という。）及び「送付書（様式 3）」を医療機関単位に収集し、連合会に提出する業務を行う。

② 提出期限

毎月 1 日から 5 日の間に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

（受付時間：8 時 30 分～17 時）

③ 提出内容

医療機関から収集した次の書類を医療機関毎に取り纏め、情報提供票等データ内訳書（様式 4）に医療機関名等を記載し連合会に提出する。

- ・ 情報提供票（様式 1）
- ・ 質問票兼同意書（様式 2）
- ・ 送付書（様式 3）

④ 提出先

福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

福岡県国民健康保険団体連合会（国保会館 5 階）

事業部 事業振興課 事業振興係（電話：092-642-7809）

⑤ 情報提供料

医療機関における情報提供票等の作成・提供の対価として、連合会は医療機関に情報提供料を支払う。

支払金額は、契約書記載の単価に情報提供件数を乗じて得た額を支払うものとする。

※情報提供票等1件あたりとは、「情報提供票(様式1)」と「質問票兼同意書(様式2)」の各様式を合わせて1件とする。

⑥ 医療機関における情報提供票等の作成にあたっての留意事項

(ア) 被保険者証及び特定健診受診券にて、国保被保険者の資格及び特定健診の未受診者であることを確認すること。

(イ) 本人同意の署名の確認及び質問票兼同意書(様式2)を記載すること。

(ウ) 情報提供票(様式1)の基本項目は、全項目の記載を必須とする。また、任意項目の中で、記載できる情報が有る場合は、情報を記載すること。

※ 情報提供票(様式1)に記載できる情報は、検査実施日から医師の判断日の間が3か月以内のものとする。

(エ) 情報提供票(様式1)、質問票兼同意書(様式2)及び送付書(様式3)を福岡県医師会に提出すること。

(2) 医療情報のデータ化処理委託業務

① 委託業務の概要

福岡県医師会は、連合会からの委託を受け、医療機関から収集したとびうめネット利用同意書が添付された情報提供票等(以下「同意書添付情報提供票等」という。)を取り纏め、データ化処理を行い、医療機関単位のデータファイルを磁気媒体(CD-R)に収録し、連合会に納品する業務を行う。

② データ化処理の要件仕様

(ア) 医療機関から提出された同意書添付情報提供票等(紙媒体)を別紙2のデータフォーマットにより電子データを作成すること。

※電子データの必須項目については、入力洩れがないよう作成すること。

(イ) 電子データを収録した磁気媒体(CD-R)を連合会に納品すること。

③ 納品時期

毎月1日から5日の間に納品すること。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

(受付時間：8時30分～17時)

④ 納品物

・電子データを収録した磁気媒体(CD-R)

⑤ 納品先

福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

福岡県国民健康保険団体連合会（国保会館 5 階）

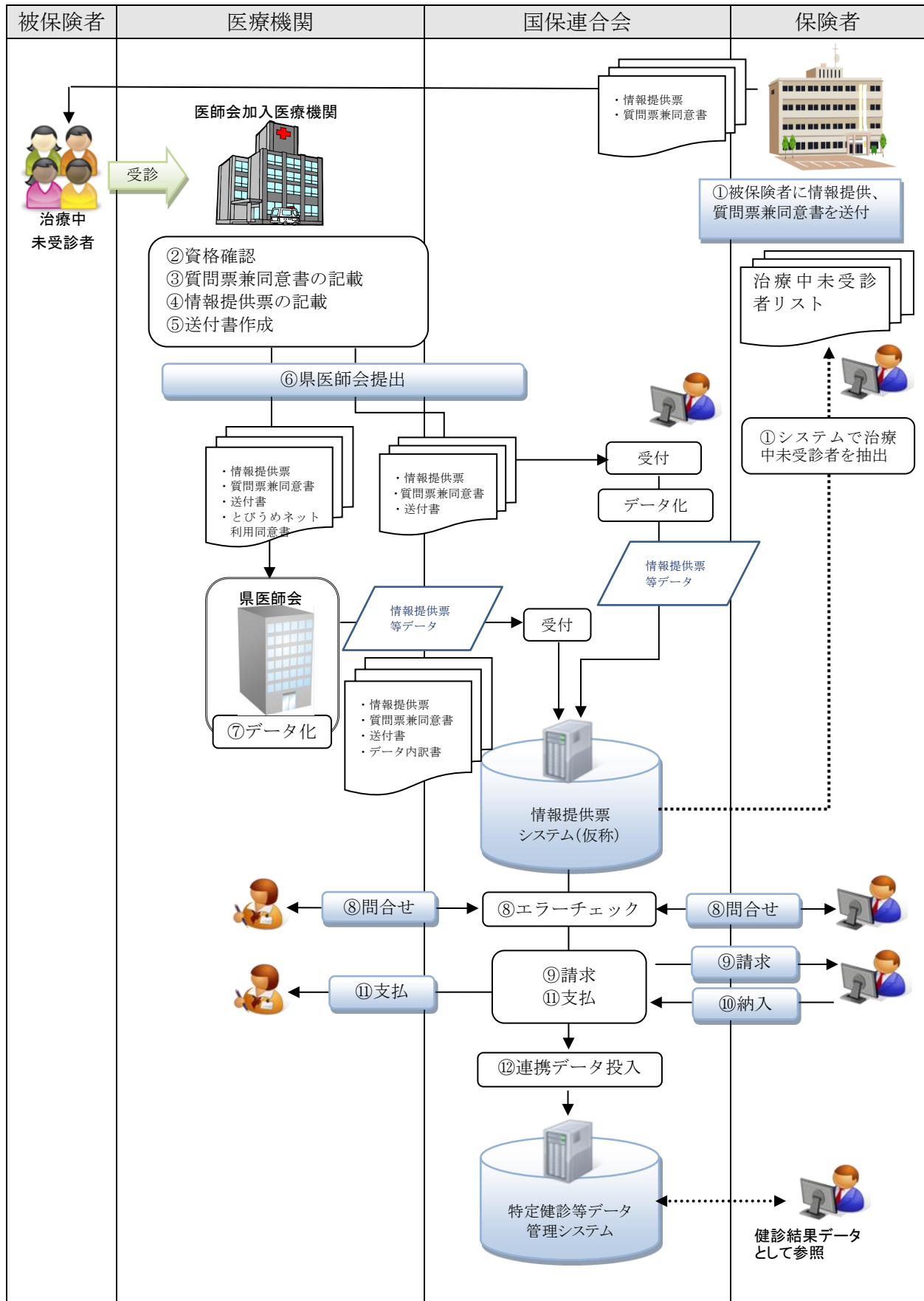
事業部 事業振興課 事業振興係（電話：092-642-7809）

⑥ データ作成料

連合会は、情報提供票等のデータ作成の対価として、福岡県医師会にデータ作成料を支払う。

支払金額は、契約書記載の単価に作成件数を乗じて得た額を支払うものとする。

◆事務手続きの流れ



1 基本的事項

乙及び医療機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び医療機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び医療機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び医療機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙及び医療機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び医療機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙及び医療機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び医療機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙及び医療機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

様式 1

令和 XX 年 XX 月請求分 情報提供票

【被保険者基本情報】

保険者名	国保市	保険者番号	0040XXXX
フリガナ	コクホ タロウ	受診券整理番号	181XXXXXXXX
氏名	国保 太郎	被保険者証記号	XXX
生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	被保険者証番号	XXXXXXXX
性別	男性	郵便番号	812-8521
年齢	55 歳	住所	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

【医療機関記入欄】※任意項目以外全て記入をお願いします。

項目		検査結果				注意事項	
基本項目	身体測定	身長			.	cm	小数点以下 1 桁
		体重			.	kg	小数点以下 1 桁
		BMI			.	kg/m ²	小数点以下 1 桁
		腹囲			.	cm	小数点以下 1 桁
	血圧	収縮期血圧				mmHg	
		拡張期血圧				mmHg	
	生化学検査	中性脂肪				mg/dl	
		HDL コレステロール				mg/dl	
		LDL コレステロール				mg/dl	
		non-HDL コレステロール				mg/dl	※どちらか一方でも可
		AST (GOT)				U/l	
		ALT (GPT)				U/l	
		γ-GT (γ-GTP)				U/l	
	血糖 ※いずれか一つでも可	空腹時血糖				mg/dl	
		HbA1c (NGSP 値)			.	%	小数点以下 1 桁
		随時血糖				mg/dl	(食後 3.5h~10h 未満)
	尿検査	尿糖 ※1	☐ :- ☐ :± ☐ :+ ☐ :++ ☐ :+++				
		尿蛋白 ※1	☐ :- ☐ :± ☐ :+ ☐ :++ ☐ :+++				
		尿検査測定不能 ※2	☐ :排尿障害等のため尿検査を実施できません。				
	任意項目	腎機能検査	血清クレアチニン			.	mg/dl
eGFR					.	mg/dl	小数点以下 1 桁
血清尿酸					.	mg/dl	小数点以下 1 桁
尿検査		尿潜血 ※1	☐ :- ☐ :± ☐ :+ ☐ :++ ☐ :+++				
医師の判断 ※3		☐ :要医療 ☐ :その他 ()					
医師名		医師の判断日		令和 年 月 日			
医療機関番号		401XXXXXXX		福岡市博多区			
医療機関名		国民健康保険病院		吉塚本町 13 番 47 号			

※1: いずれかの ☐ に ☒ を記入する。
※2: 尿検査が排尿障害等のため実施できない場合は ☐ に ☒ を記入する。
※3: いずれかの ☐ に ☒ を記入する。その他に ☒ した場合には、カッコ内に 15 文字以内でコメントをお願いします。
例) ☐:要医療 ☒:その他 (要指導)
●該当年度の診療録を基に、検査データを転記してください。

様式 2

令和 XX 年 XX 月請求分 質問票兼同意書

【本人記入欄】医師等の問診による記入可

項目	質問事項	回答欄 該当する □ に ☑ を記入してください
1	既往歴(高血圧・糖尿病・脂質異常症 等)がありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
2	今、体調の悪いところ(自覚症状)がありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
3	現在、血圧を下げる薬を使用していますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
4	現在、血糖を下げる薬又はインスリン注射を使用していますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
5	現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を使用していますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
6	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
7	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
8	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
9	医師から、貧血をいわれたことがありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
10	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。(※今までに合計 100 本以上、又は 6 か月以上吸っており最近 1 か月間も吸っている方)	☐ :はい ☐ :いいえ
11	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加していますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
12	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施していますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
13	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施していますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
14	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	☐ :はい ☐ :いいえ
15	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	☐ :かめる ☐ :かみにくい ☐ :かめない
16	人と比較して食べる速度が速いですか。	☐ :速い ☐ :普通 ☐ :遅い
17	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
18	朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	☐ :毎日 ☐ :時々 ☐ :ほとんどない
19	朝食を抜くことが週に 3 回以上ありますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
20	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度は、どのくらいですか。	☐ :毎日 ☐ :時々 ☐ :飲めない (ほとんど飲まない)
21	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量は、どのくらいですか。 日本酒 1 合(180ml)の目安: ビール(約 500ml)、焼酎 25 度(110ml)、 ウイスキーダブル 1 杯(60ml)、ワイン 2 杯(240ml)	☐ :1 合未満 ☐ :1~2 合未満 ☐ :2~3 合未満 ☐ :3 合以上
22	睡眠で休養が十分とれていますか。	☐ :はい ☐ :いいえ
23	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	☐ :改善するつもりはない ☐ :改善するつもりである(概ね 6 か月以内) ☐ :近いうち(概ね 1 か月以内)に改善するつも (高) (上)
24	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	☐ :はい ☐ :いいえ

【本人同意欄(自筆)】

情報提供票および質問票兼同意書を _____ 市・町・村 _____ に提供することに同意します。
国保組合

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏 名 _____
ご連絡先電話番号 _____

●ご記入が不自由な方の場合、医療機関従事者の代筆で結構です。

送 付 書

福岡県国民健康保険団体連合会 行

特定健診未受診者の医療情報収集事業にかかる情報提供票等について、下記のとおり提出します。

提出年月日	令和 年 月 日提出						
医療機関番号							
医療機関名称							
電話番号	()			担当者名			

提出枚数	枚
(内訳)	
情報提供票（様式 1）	件
質問票兼同意書（様式 2）	件

様式 4

情報提供票等データ内訳書（ 年 月提出分）

[illegible]

別紙 1

国保保険者一覧表

保険者 番号	委託元 保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
00405001	福岡市	810-8620	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号	092-711-4242
00400036	大牟田市	836-8666	福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地	0944-42-2222
00400044	久留米市	830-8520	福岡県久留米市城南町 15 番地 3	0942-30-9000
00400051	直方市	822-8501	福岡県直方市殿町 7 番 1 号	0949-25-2000
00400069	飯塚市	820-8501	福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号	0948-22-5500
00400077	田川市	825-8501	福岡県田川市中央町 1 番 1 号	0947-44-2000
00400085	柳川市	832-8601	福岡県柳川市本町 87 番地 1	0944-73-8111
00400119	八女市	834-8585	福岡県八女市本町 647 番地	0943-23-1111
00400127	筑後市	833-8601	福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地	0942-53-4111
00400135	大川市	831-8601	福岡県大川市大字酒見 256 番地 1	0944-87-2101
00400143	行橋市	824-8601	福岡県行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号	0930-25-1111
00400150	豊前市	828-8501	福岡県豊前市大字吉木 955 番地	0979-82-1111
00400168	中間市	809-8501	福岡県中間市中間 1 丁目 1 番 1 号	093-244-1111
00400176	小郡市	838-0198	福岡県小郡市小郡 255 番地 1	0942-72-2111
00400184	筑紫野市	818-8686	福岡県筑紫野市石崎 1 丁目 1 番 1 号	092-923-1111
00400192	春日市	816-8501	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5 号	092-584-1111
00400200	大野城市	816-8501	福岡県大野城市曙町 2 丁目 2 番 1 号	092-501-2211
00400218	宗像市	811-3492	福岡県宗像市東郷 1 丁目 1 番 1 号	0940-36-1121

保険者 番号	委託元 保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
00400226	太宰府市	818-0198	福岡県太宰府市観世音寺 1 丁目 1 番 1 号	092-921-2121
00400234	福津市	811-3293	福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号	0940-42-1111
00400242	うきは市	839-1393	福岡県うきは市吉井町新治 316 番地	0943-75-3111
00400259	宮若市	823-0011	福岡県宮若市宮田 29 番地 1	0949-32-0510
00400267	朝倉市	838-8601	福岡県朝倉市菩提寺 412 番地 2	0946-22-1111
00400275	嘉麻市	820-0205	福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1	0948-42-7426
00400283	みやま市	835-8601	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地	0944-63-6111
00400291	糸島市	819-1192	福岡県糸島市前原西 1 丁目 1 番 1 号	092-323-1111
00400523	那珂川市	811-1292	福岡県那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号	092-953-2211
00400549	宇美町	811-2192	福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号	092-932-1111
00400556	篠栗町	811-2492	福岡県糟屋郡篠栗町大字中央 1 丁目 1 番 1 号	092-947-1111
00400564	志免町	811-2292	福岡県糟屋郡志免町志免中央 1 丁目 1 番 1 号	092-935-1001
00400572	須恵町	811-2193	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地	092-932-1151
00400580	新宮町	811-0192	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 1 番 1 号	092-962-0231
00400598	古賀市	811-3192	福岡県古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号	092-942-1111
00400606	久山町	811-2592	福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632 番地	092-976-1111
00400614	粕屋町	811-2392	福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁 1 丁目 1 番 1 号	092-938-2311
00400671	芦屋町	807-0198	福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号	093-223-0881
00400689	水巻町	807-8501	福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 1 番 1 号	093-201-4321

保険者 番号	委託元 保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
00400697	岡垣町	811-4233	福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号	093-282-1211
00400705	遠賀町	811-4392	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地	093-293-1234
00400713	小竹町	820-1192	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1	09496-2-1224
00400721	鞍手町	807-1392	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地	0949-42-2111
00400754	桂川町	820-0696	福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 424 番地 1	0948-65-1100
00400960	大刀洗町	830-1298	福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地	0942-77-0101
00400986	大木町	830-0416	福岡県三潞郡大木町大字八町牟田 255 番地 1	0944-32-1013
00401117	香春町	822-1492	福岡県田川郡香春町大字高野 994 番地	0947-32-8401
00401125	添田町	824-0691	福岡県田川郡添田町大字添田 2151 番地	0947-82-1231
00401141	糸田町	822-1392	福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1	0947-26-1231
00401158	川崎町	827-8501	福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地 2	0947-72-3000
00401182	大任町	824-0512	福岡県田川郡大任町大字大行事 3067 番地	0947-63-3000
00401190	赤村	824-0432	福岡県田川郡赤村大字内田 1188 番地	0947-62-3000
00401208	苅田町	800-0392	福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19 番 1 号	093-434-1111
00401257	吉富町	871-8585	福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地の 1	0979-24-1123
00401299	筑前町	838-0298	福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地	0946-42-3111
00401307	東峰村	838-1692	福岡県朝倉郡東峰村大字小石原 941 番地 9	0946-74-2311
00401315	上毛町	871-0992	福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1	0979-72-3111
00401323	築上町	829-0392	福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2	0930-56-0300

保険者 番号	委託元 保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
00401331	福智町	822-1292	福岡県田川郡福智町金田 937 番地 2	0947-22-0555
00401349	みやこ町	824-0892	福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地	0930-32-2511
00403022	歯科医師 国保組合	810-0041	福岡県福岡市中央区大名 1 丁目 12 番地 43 号	092-771-3534
00403048	薬剤師 国保組合	812-0018	福岡県福岡市博多区住吉 2 丁目 20 番 15 号	092-262-8931

別紙2

情報提供票等データ_インタフェース仕様書

ファイル形式：CSVファイル、可変長、カンマ区切り
文字コード　：Unicode (UTF8)
BOM有無　　：有
CSVファイル名：ishikai_YYYYMDD_ddd.CSV

項番	項目名	必須	編集 タイプ	桁数	備考
1	請求年月	○	英数字	5	情報提供票の請求年月を設定 元号コード(1桁)+年(2桁)+月(2桁) <元号コード>　R：令和 例) 令和3年4月 請求分の場合　⇒　R0304
2	保険者番号	○	数字	8	
3	受診券整理番号	○	数字	11	
4	身長	○	数字	5	小数点以下1桁
5	体重	○	数字	5	小数点以下1桁
6	BMI	○	数字	5	小数点以下1桁
7	腹囲	○	数字	5	小数点以下1桁
8	収縮期血圧	○	数字	3	
9	拡張期血圧	○	数字	3	
10	中性脂肪	○	数字	4	
11	HDLコレステロール	○	数字	3	
12	LDLコレステロール	○	数字	4	
13	non-HDLコレステロール	○	数字	4	
14	AST (GOT)	○	数字	4	
15	ALT (GPT)	○	数字	4	
16	γ-GT (γ-GTP)	○	数字	4	
17	空腹時血糖	○	数字	3	
18	HbA1c (NGSP値)	○	数字	4	小数点以下1桁
19	随時血糖	○	数字	4	
20	尿糖	○	数字	1	1：－ 2：± 3：＋ 4：++ 5：+++
21	尿蛋白	○	数字	1	1：－ 2：± 3：＋ 4：++ 5：+++
22	尿検査測定不能	○	数字	1	尿検査測定不能のチェックボックスの設定 1：☑チェックあり 2：☐チェックなし
23	血清クレアチニン		数字	5	小数点以下2桁
24	eGFR		数字	5	小数点以下1桁
25	血清尿酸		数字	4	小数点以下1桁
26	尿潜血		数字	1	1：－ 2：± 3：＋ 4：++ 5：+++
27	医師の判断	○	日本語	15	☑要医療の場合　⇒　要医療 ☑その他の場合　⇒　カッコ内のコメントを設定 例) ☐要医療　☑その他(　　要指導　　)の場合　⇒　要指導　を設定
28	医師名	○	日本語	10	
29	医師の判断日	○	英数字	7	元号コード(1桁)+年(2桁)+月(2桁)+日(2桁) <元号コード>　R：令和 例) 令和3年4月1日の場合　⇒　R030401
30	医療機関番号	○	数字	10	
31	質問事項1	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
32	質問事項2	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
33	質問事項3	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
34	質問事項4	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
35	質問事項5	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
36	質問事項6	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
37	質問事項7	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
38	質問事項8	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
39	質問事項9	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
40	質問事項10	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
41	質問事項11	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
42	質問事項12	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
43	質問事項13	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
44	質問事項14	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
45	質問事項15	○	数字	1	1：かめる 2：かみにくい 3：かめない

46	質問事項16	○	数字	1	1：速い 2：普通 3：遅い
47	質問事項17	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
48	質問事項18	○	数字	1	1：毎日 2：時々 3：ほとんどない
49	質問事項19	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
50	質問事項20	○	数字	1	1：毎日 2：時々 3：飲めない
51	質問事項21	○	数字	1	1：1 合未満 2：1～2 合未満 3：2～3 合未満 4：3 合以上
52	質問事項22	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
53	質問事項23	○	数字	1	1：改善するつもりはない 2：改善するつもりである（概ね6か月以内） 3：近いうち（概ね1か月以内）に改善するつもりであり、少しずつ始めている 4：既に改善に取り組んでいる（6か月未満） 5：既に改善に取り組んでいる（6か月以上）
54	質問事項24	○	数字	1	1：はい 2：いいえ
55	同意年月日	○	英数字	7	元号コード(1桁)＋年(2桁)＋月(2桁)＋日(2桁) ＜元号コード＞ R：令和 例）令和3年4月1日の場合 ⇒ R030401
56	電話番号		英数字	12	

ヘッダレコード

データレコード

データレコード

エンドレコード

番号等	作成年月日	枝番
データ項目		
⋮		
データ項目		
レコード件数		

※ヘッダレコードはファイル名と同じ

特定健診未受診者の医療情報収集事業
事務処理マニュアル
(福岡県医師会会員医療機関用)

福岡県国民健康保険団体連合会
(事業振興課 事業振興係)

はじめに

この事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している検査結果情報を活用（収集）して、特定健診結果情報に反映し、特定健診受診率の向上を目的とした事業であることから、本事業の円滑な実施にあたっては、医療機関のご支援、ご協力が必要となります。

日常の診療業務でご多忙の中、大変お手数をお掛けしますが、本事業の趣旨をご理解いただき、特段のご配慮とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

つきましては、本事業にかかる事務処理の流れや留意事項等を取り纏めた事務処理マニュアルを作成しましたので、ご活用いただければ幸いに存じます。

初版：平成 30 年 5 月

改訂：平成 30 年 12 月

改訂：平成 31 年 4 月

改訂：令和元年 5 月

改訂：令和元年 6 月

改訂：令和 2 年 4 月

改訂：令和 3 年 4 月

目 次

1. 事業目的	1
2. 事業概要	1
3. 事業内容	2
4. 事業主体	4
5. 業務の流れ	5
6. 受診者対応の流れ（情報提供票等を持参した受診者）	6
7. 情報提供票作成について	7
8. 情報提供票の記入方法及び注意事項について	8
9. 質問票兼同意書の記入方法及び注意事項について	9
10. 送付書の記入方法及び注意事項について	10

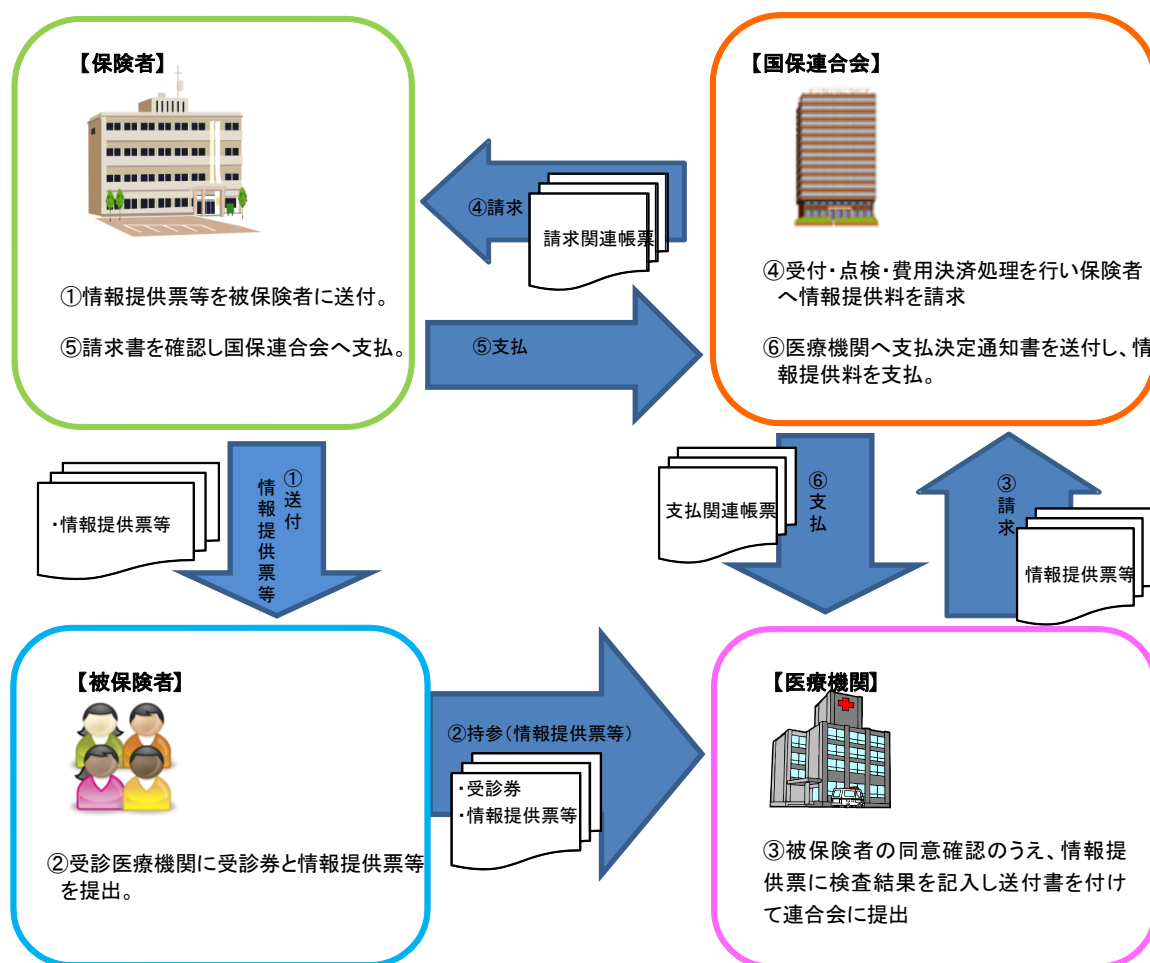
特定健診未受診者の医療情報収集事業

1 事業目的

本事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集・集積することにより、福岡県内の国保保険者における特定健診の受診率の向上及び保健指導の充実並びに糖尿病性腎症重症化予防対策の取組強化に資することを目的とするものです。

2 事業概要

生活習慣病等治療中で特定健診未受診者の方で、時間的余裕がないなどの理由により特定健診の受診ができない被保険者について、医療機関が保有する検査結果情報の提供を被保険者の同意が得られた場合に、情報提供票等（情報提供票・質問票兼同意書）を国保連合会を通し、国保保険者に提出していただくことで特定健診を受診したとみなし特定健診データとして収集いたします。また、情報提供票等の作成・提供にあたり保険者から国保連合会を通じて情報提供料が医療機関へ支払われます。



3 事業内容

該当の受診者が、貴医療機関へ情報提供票等を持参されましたら、本事務処理マニュアルを参照のうえ、とびうめネット利用同意書（以下「とびうめ同意書」という。）を添付して福岡県医師会に提出（とびうめ同意書がない場合は、国保連合会に提出）をお願いします。

（１）対象者

本事業に参加する県内国保保険者の被保険者のうち 40 歳から 74 歳の特定健診未受診者を対象とします。

（２）実施保険者（予定）

県内 60 保険者

（令和 3 年 4 月現在）

福岡市	大川市	太宰府市	宇美町	水巻町	添田町	上毛町
大牟田市	行橋市	福津市	篠栗町	岡垣町	糸田町	築上町
久留米市	豊前市	うきは市	志免町	遠賀町	川崎町	福智町
直方市	中間市	宮若市	須恵町	小竹町	大任町	みやこ町
飯塚市	小郡市	朝倉市	新宮町	鞍手町	赤村	歯科医師 国保組合
田川市	筑紫野市	嘉麻市	古賀市	桂川町	荏田町	薬剤師 国保組合
柳川市	春日市	みやま市	久山町	大刀洗町	吉富町	
八女市	大野城市	糸島市	粕屋町	大木町	筑前町	
筑後市	宗像市	那珂川市	芦屋町	香春町	東峰村	

（３）医療機関の業務内容

- ・ 特定健診未受診者の確認
- ・ 本人同意署名の確認及び質問票兼同意書の問診記載
- ・ 情報提供票に検査結果の記載
- ・ 情報提供票及び質問票兼同意書を提出

（４）提出書類

検査結果データから、次の各様式の記載項目にご記入のうえ、とびうめネット利用同意書がある場合は福岡県医師会に、とびうめネット利用同意書がない場合は国保連合会に提出して下さい。

- ① 情報提供票（様式 1）
- ② 質問票兼同意書（様式 2）
- ③ 送付書（様式 3）
- ④ とびうめネット利用同意書

（５）各様式の記載上の留意事項

① 情報提供票（様式１）の作成について

- 提供可能な検査結果等は、検査実施日から３か月以内に医師の判断が行われたものに限りです。
- 医師の判断日は、医師が基本項目の検査結果をもとに総合判断を実施した日付を記入してください。

※特定健診の受診日として取り扱う日付となりますので、対象年度内に実施してください。

- 検査が複数日に跨る場合は、最初に行われた検査実施日から３か月以内に医師の判断日が行われたものとなります。
- 基本項目は、すべて記入ください。
※この事業のために、追加で検査をする必要はありません。
- 任意項目は、検査結果がある場合に記入ください。

② 質問票兼同意書（様式２）の作成について

- 質問票兼同意書の本人同意欄に署名がない時は、本人に署名をお願いしてください。
- ご記入が不自由な方の場合、医療機関従事者の代筆をお願いします。
- 各保険者が発行した受診券の提示がありましたら回収をお願いします。（回収した受診券は情報提供票等と併せて提出ください。）

③ 送付書（様式３）の作成

- 情報提供票（様式１）と質問票兼同意書（様式２）の提出枚数は、同数となりますので、注意して下さい。
- 医療機関名称、医療機関番号は、ゴム印の使用も可能です。
- 送付書（様式３）については、国保連合会ホームページに掲載しています。

（６）情報提供票等の提出

提出日：毎月月末

提出先①：とびうめ同意書添付の場合

〒812-8551 福岡市博多区博多駅南 2-9-30
福岡県医師会

提出先②：とびうめ同意書添付なしの場合

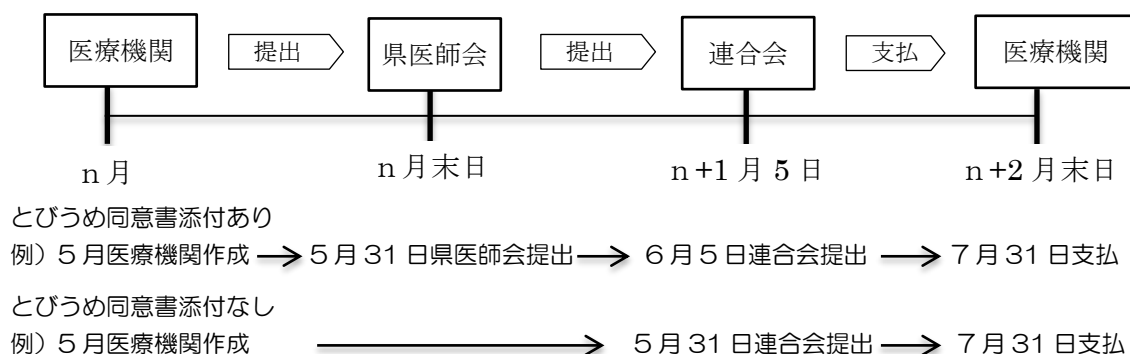
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47
福岡県国民健康保険団体連合会 事業振興係

（７）情報提供料

１件当たり 2,546 円（うち、消費税及び地方消費税の額 231 円）

※情報提供料は、国保連合会から各実施機関（医療機関）の診療報酬の届出口座に振込み（支払）ます。

(8) 情報提供料の支払時期



(9) 情報提供票（様式 1）、質問票兼同意書（様式 2）について

実施機関から提供された情報提供票等については、国保連合会で被保険者の資格チェックや記載事項のチェックを実施しますが、チェックの結果、資格喪失者や各様式の記載内容の不備等により、決定しない場合があります。

電話確認等に対応できる軽微なものについては、国保連合会から電話確認を行う場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4 事業主体

福岡県国民健康保険団体連合会（国保保険者からの委託を受けて実施）

○問合せ先

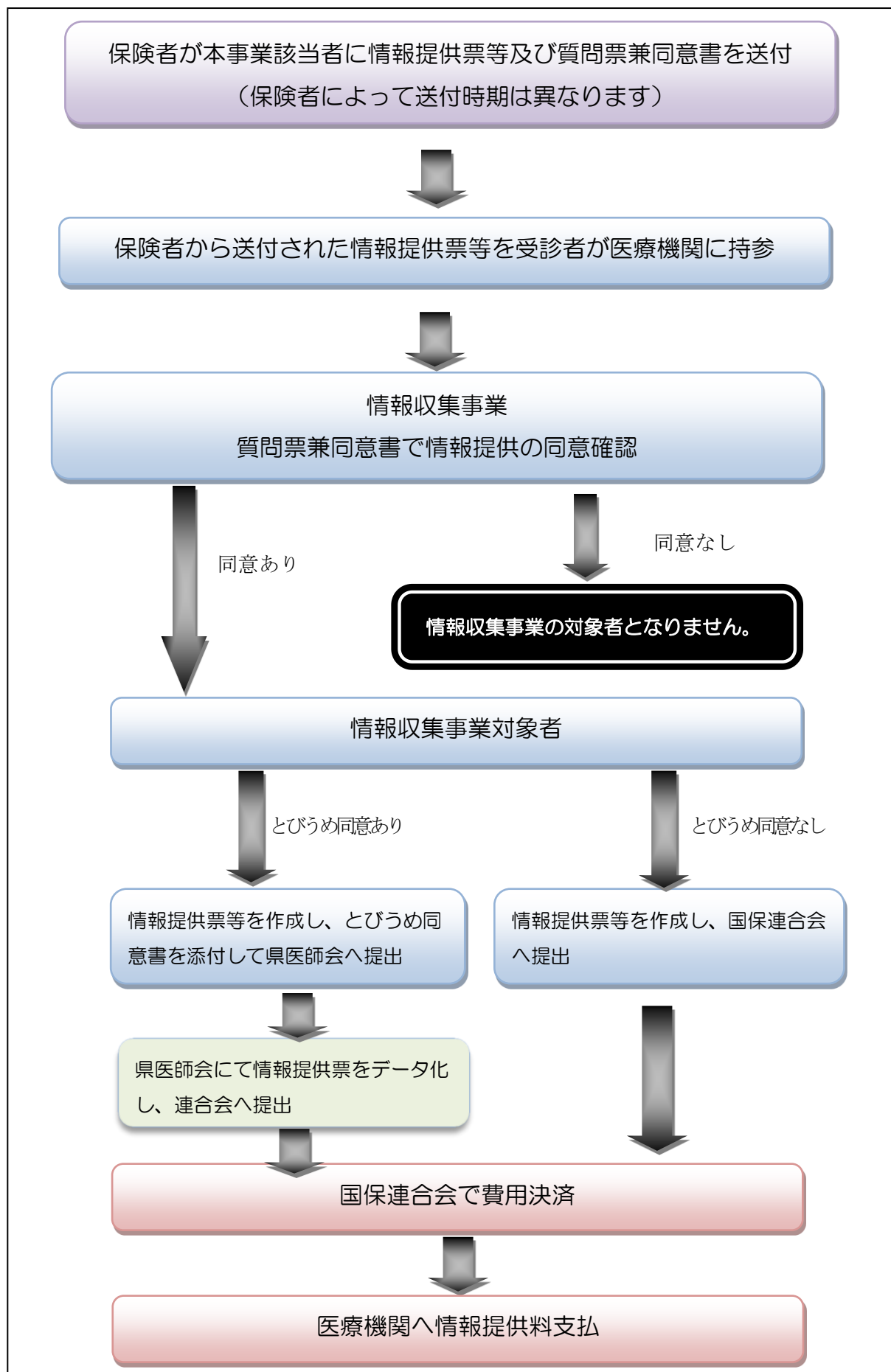
福岡県国民健康保険団体連合会
事業振興課 事業振興係（担当：木村・萩野）
TEL：092-642-7809
FAX：092-642-7853

○連合会ホームページ掲載情報

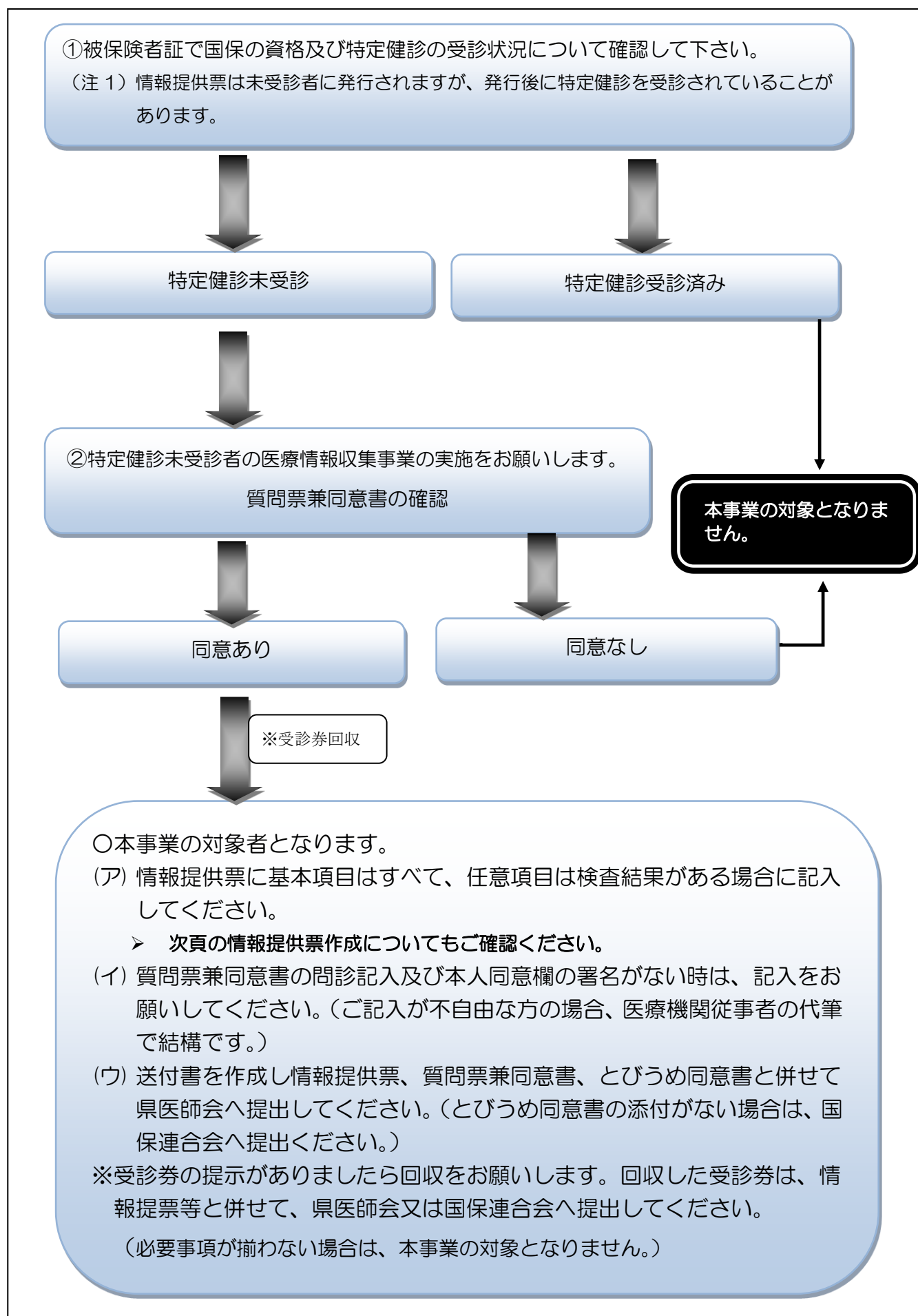
連合会ホームページに次の情報を掲載しますので、ダウンロードしてご活用下さい。

- 本マニュアル
- 送付書（様式 3）

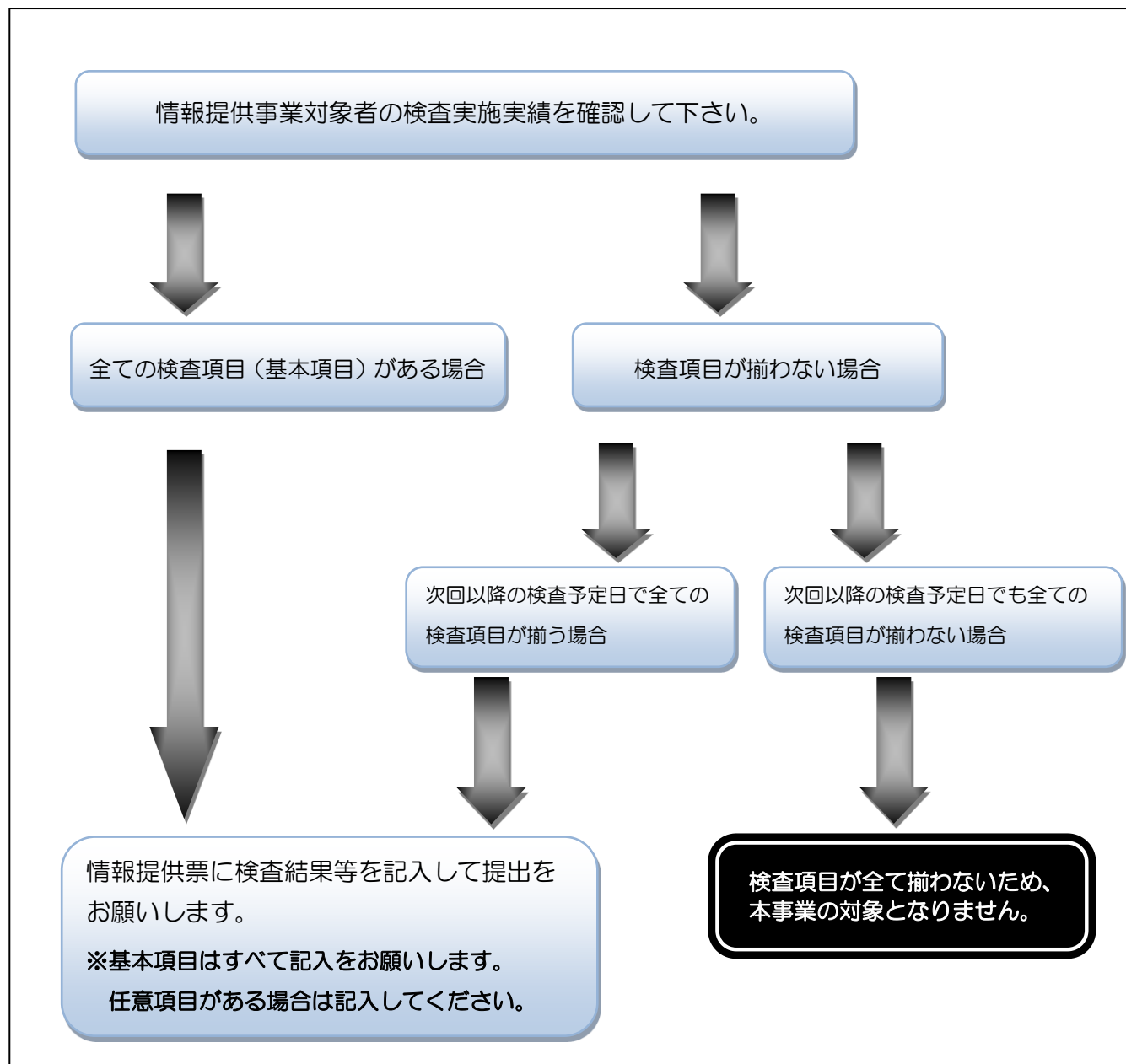
5 業務の流れ



6 受診者対応の流れ（情報提供票等を持参した受診者）



7 情報提供票作成について



■情報提供票作成の留意事項

- (1) 医師の判断日は、医師が基本項目の検査結果をもとに総合判断を実施した日付を記入してください。
※特定健診の受診日として取り扱う日付となりますので、対象年度内に実施して下さい。
- (2) 提供可能な検査結果等は、検査実施日から3か月以内に医師の判断が行われたものになります。
- (3) 検査が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日から3か月以内に医師の判断が行われたものに限られます。
- (4) 基本項目は、すべて記入をお願いします。
※検査実績において基本項目が揃わない場合は、本事業の対象とはならないため受診券は、被保険者本人に返却してください。（追加で検査する必要はありません。）
- (5) 任意項目は、検査結果がある場合に記入をお願いします。

8 情報提供票の記入方法及び注意事項について

令和 X 年 XX 月請求分 情報提供票

【被保険者基本情報】

被保険者名	国保市	保険者番号	0040XXXX
フリガナ	コタホ タロウ	受診券整理番号	181XXXXXXXXXX
氏名	国保 太郎	被保険者証記号	XXX
生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	被保険者証番号	XXXXXXXXXX
性別	男性	郵便番号	812-8521
年齢	55 歳	住所	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

【医療機関記入欄】 ※任意項目以外全て記入をお願いします。

項目	検査結果	注意事項
身体測定	身長 ① cm . . .	小数点以下 1 桁
②	体重 kg . . .	小数点以下 1 桁
③	BMI kg/m ² . . .	小数点以下 1 桁
④	腹囲 cm . . .	小数点以下 1 桁
⑤	収縮期血圧 mmHg . . .	
⑥	拡張期血圧 mmHg . . .	
⑦	中性脂肪 mg/dl . . .	
⑧	HDL コレステロール mg/dl . . .	
⑨	LDL コレステロール mg/dl . . .	
⑩	non-HDL コレステロール mg/dl . . .	※どちらか一方でも可
⑪	AST (GOT) U/l . . .	
⑫	ALT (GPT) U/l . . .	
⑬	γ-GT (γ-GTP) U/l . . .	
⑭	空腹時血糖 mg/dl . . .	
⑮	HbA1c (NGSP 値) % . . .	小数点以下 1 桁
⑯	随時血糖 mg/dl . . .	(食後 3.5h~10h 空腹)
⑰	尿糖 ※1 □: - □: + □: ++ □: +++	
⑱	尿蛋白 ※1 □: - □: + □: ++ □: +++	
⑲	尿検査測定不能 ※2 □: 排尿障害等のため尿検査を実施できません。	
⑳	腎機能検査 血清クレアチニン mg/dl . . .	小数点以下 2 桁
㉑	eGFR mg/dl . . .	小数点以下 1 桁
㉒	血清尿酸 mg/dl . . .	小数点以下 1 桁
㉓	尿検査 ※1 □: - □: + □: ++ □: +++	
医師の判断	※3 □: 要医療 □: その他 ()	
医師名	福岡市博多区 吉塚本町 13 番 47 号	
医療機関番号	401XXXXXXXXX	
医療機関名	国民健康保険病院	

※1: いずれかの □ に ☑ を記入する。
 ※2: 尿検査が排尿障害等のため実施できない場合は □ に ☑ を記入する。
 ※3: いずれかの □ に ☑ を記入する。その他に ☑ した場合には、カッコ内に 15 文字以内でコメントをお願いします。
 例) □: 要医療 ☑: その他 ()
 ● 該当年度の診療録を基に、検査データを転記してください。

■ 情報提供票の記入方法及び注意事項

※情報提供票の様式変更は、行わないようにして下さい。
 ※記入は、鉛筆以外(ボールペン等)をお願いします。

・「医師の判断日」の月を記入

・基本項目①～⑯は必須項目となるため全て記入 ※未入力がある場合は返戻

・生化学検査⑨、⑩については、必須項目だが、どちらか一方でも可

・血糖検査⑭～⑯については、必須項目だが、いずれか一つでも可

・排尿障害等により尿検査を実施できない場合は「尿検査測定不能」⑲欄の□に☑を記入する。

・任意項目⑳～㉓は、医療情報があれば記入をお願いします。(未記入可)

・医師の判断、医師名、医師の判断日(対象年度内の日付)を記入(全て記入)

9 質問票兼同意書の記入方法及び注意事項について

令和X年XX月請求分 質問票兼同意書

【本人記入欄】医師等の問診による記入可

項目	質問事項	回答欄
		該当する □ に ☑ を記入してください
1	既往歴(高血圧・糖尿病・脂質異常症等)がありますか。	☐ はい ☐ いいえ
2	今、体調の悪いところ(自覚症状)がありますか。	☐ はい ☐ いいえ
3	現在、血圧を下げる薬を使用していますか。	☐ はい ☐ いいえ
4	現在、血糖を下げる薬又はインスリン注射を使用していますか。	☐ はい ☐ いいえ
5	現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を使用していますか。	☐ はい ☐ いいえ
6	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
7	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
8	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	☐ はい ☐ いいえ
9	医師から、貧血をいわれたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
10	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。(※今までに合計100本以上、又は6か月以上吸っており最近1か月間も吸っている方)	☐ はい ☐ いいえ
11	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	☐ はい ☐ いいえ
12	1回30分以上の眠く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ
13	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ
14	ほぼ同じ年齢の同世代と比較して歩く速度が遅いですか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない
15	食事をかんで食べる時の状態はどれに近いですか。	☐ 噛める ☐ 噛みにくい ☐ 噛めない
16	人と比較して食べる速度が遅いですか。	☐ 速い ☐ 普通 ☐ 遅い
17	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	☐ はい ☐ いいえ
18	朝屋タの3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	☐ 毎日 ☐ 時々 ☐ ほとんどない
19	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	☐ はい ☐ いいえ
20	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度は、どのくらいですか。	☐ 毎日 ☐ 時々 ☐ 飲めない (ほとんど飲まない)
21	飲酒日の1日当たりの飲酒量は、どのくらいですか。 日本酒 1合(180ml)の目安: ビール(約500ml)、焼酎 25度(110ml)、 ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン 2杯(240ml)	☐ 1合未満 ☐ 1~2合未満 ☐ 2~3合未満 ☐ 3合以上
22	睡眠で休養が十分とれていますか。	☐ はい ☐ いいえ
23	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	☐ 改善するつもりはない ☐ 改善するつもりである(概ね6か月以内) ☐ 近いうち(概ね1か月以内)に改善するつもりであり、少しずつ進めている ☐ 既に改善に取り組んでいる(6か月未満) ☐ 既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
24	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	☐ はい ☐ いいえ

【本人同意欄(自筆)】

情報提供票および質問票兼同意書を _____ 市・町・村 _____ 国保組合 _____ に提供することに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏 名 _____
ご連絡先電話番号 _____

●ご記入が不自由な方の場合、医療機関従事者の代筆で結構です。

■質問票兼同意書の記入方法及び注意事項

※質問票兼同意書の様式変更は、行わないようにして下さい。

※記入は、鉛筆以外(ボールペン等)でお願いします。

※本人同意書に署名がない時は、本人に署名をお願いしてください。

※ご記入が不自由な方の場合、医療機関従事者の代筆をお願いします。

※受診券の提示がありましたら回収をお願いします。

(回収した受診券は情報提供票及び質問票兼同意書と併せて提出ください。)

・質問項目は全て記入

・項目ごとに当てはまる個所に1つだけ☑を記入(複数回答不可)

・情報提供票の「医師の判断日」の月を記入

・保険者名、同意日、氏名を記入(個人情報提供に対する同意確認のため必須)

・ご連絡先電話番号を記入(市町村及び国保組合より、ご連絡がある場合に使用)

福岡県国民健康保険団連合会

9

10 送付書の記入方法及び注意事項について

■ 送付書の記入方法及び注意事項

- ※送付書の様式変更は、行わないようにして下さい。
 ※記入は、鉛筆以外(ボールペン等)をお願いします。
 ※情報提供票(様式1)と質問票兼同意書(様式2)の提出枚数は、同数となります。
 ※医療機関名称、医療機関番号は、ゴム印の使用も可能です。
 ※送付書については、国保連合ホームページに掲載しています。

送 付 書

福岡県国民健康保険団体連合会 行

特定健診未受診者の医療情報収集事業にかかる情報提供票等について、下記のとおり提出します。

提出年月日	令和	年	月	日	提出
医療機関番号					
医療機関名称					
電話番号	()	担当者名			

・提出年月日、医療機関番号、医療機関名称、電話番号、担当者名を記入
 ※ゴム印使用可能

提出枚数	枚
------	---

・提出枚数を記入

(内訳)

情報提供票(様式1)	枚
質問票兼同意書(様式2)	枚

・提出枚数内訳の記入
 ①情報提供票の枚数を記入
 ②質問票兼同意書の枚数を記入